○中国地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百七十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東広島市黒瀬町津江字南後畑一三四〇番一から同市黒瀬町津江字鷹之巣一〇六四番一まで	前	一四・二メートル	一七五五・二九キロメートル
	後	一二・六メートル	一六九・一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
呉市広横路一丁目一九五八番一二から同市広文化町一八三七番五まで	前	三六・〇〇メートル	三八・〇〇キロメートル
	後	三八・〇〇メートル	〇・二三二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字上原一六〇〇番一から同町大字岩城字上原一六〇七番二まで	前	一〇・八メートル	〇・一二三キロメートル
	後	一一・〇メートル	〇・一二三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十七号及び三百二十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県菊池郡大津町大字瀬田字上砂蓋一七五番二から同町大字瀬田字池ノ原二六六番一まで	前	二三・一〇メートル	八七・四〇キロメートル
	後	二〇・七五メートル	一〇一・五〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び三百二十五号	熊本県菊池郡大津町大字瀬田字千束平一八四番二から同町大字瀬田字惣殿山四一七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年八月一日

人事異動

内閣

（総務省大臣官房審議官（地方行政、個人番号制度、地方公務員制度、選挙担当）総務事務官　山﨑　重孝

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））に転任させる

（内閣府男女共同参画局長）内閣府事務官　佐村　知子

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（警察庁警備局付）警視監　藤山　雄治

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣官房危機管理審議官を命ずる

内閣官房情報セキュリティセンター副センター長を兼ねて命ずる

（総務省大臣官房参事官）総務事務官　山下　哲夫

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に昇任させる

内閣官房行政改革推進本部事務局次長を命ずる

（内閣府大臣官房審議官（大臣官房担当及び男女共同参画局担当）（併）男女共同参画局仕事と生活の調和推進室次長）

内閣府事務官　久保田　治

（内閣府男女共同参画局長（併）男女共同参画局仕事と生活の調和推進室長）同　武川　恵子

（総務省大臣官房審議官）総務事務官　時澤　忠

（財務省大臣官房審議官）財務事務官　中川　真

（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）内閣府事務官（内閣府大臣官房審議官（地方分権改革担当））同　三宅　俊光

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（内閣府大臣官房政府広報室長）同　別府　充彦

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣広報室））に併任する

（内閣府官民人材交流センター審議官）同　堀江　宏之

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣人事局））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣総務官室））内閣事務官　山﨑　重孝

内閣人事局に併任する

（内閣府大臣官房宇宙審議官）内閣府事務官　小宮　義則

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房宇宙開発戦略本部事務局長代理を命ずる